

## 資料 3

### 公益財団法人犯罪被害救援基金における支援金支給事業の事例（第7回検討会議事録より）

事例	犯罪被害者等(罪名、年齢、被害状況等)	犯罪被害給付金(当時)／現行基準試算	支援金
1	殺人未遂、20代、障害等級第1級、就労不可、本人申請	約600万円(障害給付)／約1,800万円	300万円
2	殺人、20代、死亡 殺人未遂、50代、障害等級5級、本人申請	約1,000万円(遺族給付+障害給付)／左同	不支給
3	殺人未遂、50代、障害等級第1級、本人申請	約700万円(障害給付+重傷病給付)／約2,000万円	不支給
4	海外における殺人、10代の遺族が申請	犯罪被害給付制度対象外／左同	500万円
5	強盗殺人、50代の遺族が申請	約1,000万円(遺族給付+障害給付)／約1,800万円	不支給
6	強盗致傷、40代、障害等級第1級、就労不可、本人申請	約1,300万円(障害給付)／約3,800万円	200万円
7	殺人未遂、30代、労災等級第2級・9級、本人申請	約500万円(労災保険)／約2,400万円(障害給付)	不支給
8	傷害、30代、障害等級第2級、就労不可、本人申請	約500万円(障害給付)／約1,500万円	300万円
9	放火殺人、30代、40代の遺族が申請	親族間犯罪であるため申請していない	不支給